商工貯蓄共済

企業を守り明日の繁栄を支える

貯蓄　融資　生命保障

市町村商工会・長野県商工連合会

「商工貯蓄共済」は、こんなに役立つ。

一つの掛金で3つの備え

この制度は

資金の貯蓄

融資のあっせん

生命事故の保障

の3つの特色を組み合わせた商工会会員のための共済制度です。

1 確実な自己資金ができ健全経営に役立つ

毎月の掛金は1口2,000円でその大部分が、積立定期となります。掛金は月々の集金又は口座振替ですので、しらずしらずのうちに自己資金が貯蓄され健全経営への道がひらかれます。

（30才男性の場合）

2 容易で有利な借入れができ事業促進に役立つ

加入者の積立金が集まって大きな信用を生み、容易で有利な見返り融資となって、事業促進のために利用できます。

3 大きく有利な保障が得られ生活の安定に役立つ

集団勤労保険により最も安い保険料で大きな保障が得られ、生活の安定につながります。
また万一の場合保険金とそれまで積立てられた積立金も一緒に支給されます。

4 人材の確保と従業員の福祉に役立つ

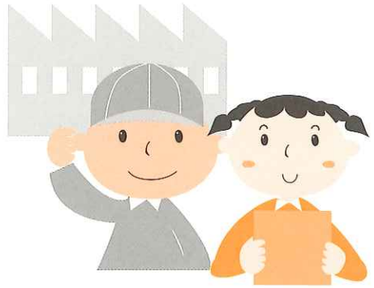

積立金は退職金としても、充当できますので優秀な従業員の確保ができます。
従業員も商工会員同様、融資も利用できます。

5 商工会の組織強化と会員企業の福利厚生の向上に役立つ

会員と商工会のつながりを密接にし、商工会組織を強め商工会活動も一層円滑になります。
福利厚生事業により会員企業の福利厚生の向上も図られます。

加入のご案内

Ⅰ 加入できる人（加入者=積立をする人）

商工会の会員・家族・従業員

Ⅱ 生命保障の対象となる人（被保険者）

商工会の会員・家族・従業員で5才7ヵ月から65才6ヵ月までの健康な方

Ⅲ 加入期間

10年間

Ⅳ 加入口数

被保険者1人につき20口まで（1口2,000円）
ただし、被保険者が申込日現在満15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は1,000万円以内となります。

Ⅴ 貯蓄積立金および利息

貯蓄積立金は、銀行の1年定期預金扱いで複利となります。

Ⅵ 貯蓄積立金の返戻

満　期　時:満期時には、10年間の貯蓄積立金元利合計をお返しします。
中途解約時:中途で解約される場合は、それまでの貯蓄積立金元利合計をお返しします。

Ⅶ 加入者配当金の返戻

毎年決算状況に応じ、納付保険料の一部が積立てられ、満期時等に返戻されます。

Ⅷ 加入口数と診査区分

契約年齢	告知書扱	診査医及び健診通知書他扱	保険金（1口当たり）
6～39歳	1～15口	16～20口	100万円
40～46歳	1～12口	13～20口	
47～54歳	1～20口	―	50万円
55～65歳	1～20口	―	25万円

（注1）
ただし、被保険者が申込日現在満15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は1,000万円以内となります。

（注2）
人間ドックや健康診断を受けられている方については、診査基準上、人間ドック成績表や健康診断通知書（申込日（告知日）から1年以内の受診のもの）のコピーを提出いただくことにより、診査医の診査にかえることが可能です。（ただし、必要な項目がすべて記載されている場合。）

（注3）
既契約がある場合は、合算保険金により、告知書扱が変更になることがあります。

Ⅸ 保険契約の発効および失効

発効／原則として被保険者の告知と加入者からの第1回共済掛金の商工会への払い込みが完了した日から発効し、1年毎に掛捨てで10年間加入時の保険料で自動継続になります。但し、診査医扱い他の場合はその行為が完了しませんと保険契約は締結されません。

失効／共済掛金を毎月一定の日に払い込んでくだされば、保険は自動的に契約されますので失効の心配はありません。しかし共済掛金が中断し、払込みがない場合は除斥され、失効になりますのでご注意ください。なお失効した場合でも、立替えた保険料は納付していただくことになります。

加入申し込みの際、健康状態を申告（告知）していただきますが、これが「事実」と違っていた場合には保険金が支払われない場合があります。

Ⅹ 更新契約

既加入の契約が満期になった時に、前契約の保険金の範囲内であれば、更新契約として、健康状態に関係なく告知・診査等なしで加入できます。

〈保険金額と更新時保険料〉
更新時の保険年齢で保険金額・保険料を算定します。

〈更新できないケース〉
①更新時の加入年齢が65歳を超えている場合
②更新前契約が「特別条件付契約」であった場合

Ⅺ 貯蓄積立金および融資

貯蓄積立金内訳表および融資の内容は別表のとおりです。

Ⅻ 共済掛金・保険料・経費の損金扱い

1　法人企業が共済掛金を支払う場合

(1) 法人企業が保険金受取人の場合には、共済掛金のうち保険料は会社の福利厚生費として損金算入ができます。
(2) 経費は損金算入扱いできます。
(3) 加入者が従業員で、保険金受取人が従業員の親族の場合は、共済掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上した時に、損金算入ができます。

2　個人事業主が共済掛金を支払う場合

(1) 事業主分の保険料は、確定申告の際生命保険料として所得から控除できます。
(2) 事業主が保険金受取人の場合には、従業員の保険料は福利厚生費として経費算入ができます。
(3) 経費は必要経費扱いできます。
(4) 加入者が従業員で、保険金受取人が従業員の親族の場合は、共済掛金相当額を従業員に対する現物給与として計上した時に経費算入できます。

福利厚生事業

●人間ドック費用助成

1. 内容
大口加入者（10口以上の加入者）が、人間ドック（脳ドック含む）を利用した場合に受診費用の一部を助成をするもので、1泊2日又は、日帰りの人間ドック（脳ドック含む）で受診された場合に限ります。

2. 助成の受け方
「人間ドック費用助成申請書」を商工会へ提出し、助成枠の制限がありますので、助成の可否について確認をしてください。
受診後、受診料領収書を商工会へ提出することにより助成金を受けることができます。

●宿泊費用の助成

1. 内容
加入者（法人の場合は代表者）が国内の宿泊施設で宿泊した場合、一加入者年間一回に限り助成を受けることができます。（ただし、商工会および商工会関係団体の主催する研修、旅行等を除く）

2. 助成の受け方
「宿泊費用助成申請書」と領収書を商工会へ提出してください。なお、助成枠に制限がありますので事前に商工会でご確認ください。

ご加入・ご融資の申し込みは あなたの商工会へ…

引受会社

● 積立金預入　県内に本店を置く金融機関
　金 融 機 関　岐阜信金・新井信金・北越銀行・山梨県民信用組合

● 保 険 会 社　ジブラルタ生命保険

貯蓄積立について

預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

(H22.4)